

件名	亀山市災害対策本部条例の一部を改正する条例	危機管理局 危機管理室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成24年6月27日公布・施行）により、市町村災害対策本部の規定が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>市町村災害対策本部について、新たに災害対策基本法第23条の2として、都道府県災害対策本部の規定と別に規定されたため、引用している条項の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">＜第1条関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		